

入札説明書

公立高等学校入学者選抜出願人数等報告システム更新業務委託一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務件名
公立高等学校入学者選抜出願人数等報告システム更新業務委託
- (2) 仕様
別添仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和3年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所
兵庫県（以下「県」という。）が指示する場所

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記7(1)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第1号。以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 過去に、国、地方公共団体、法人税別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）又は建設業法施行規則第18条に規定する法人から、電算システム開発業務を受注した実績があること。

3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和2年7月21日（火）午後5時までに4(1)で定める場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

4 入札参加の申込み

- (1) 申込場所
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県教育委員会事務局高校教育課 担当 脇本
電話（078）362-9444（直通）

(2) 申込期間

令和2年7月15日(水)から7月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

(3) 申込書類

ア 入札参加申込書及び宣誓書を作成の上、前記(1)の申込場所に提出すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し及び一般競争入札に参加を希望する者の会社概要を入札参加申込書に添付すること。

なお、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに取り得ていない場合は、下記7(1)の入札開始日時までに前記(1)の場所に持参すること。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 入札参加申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和2年7月28日(火)までに入札参加申込者に一般競争入札参加資格確認通知書を電子メール又はファックスにて通知する。

(5) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、入札参加申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

5 仕様書等に関する質問

(1) 仕様書等に関して疑問がある場合は、次により文書、電子メール又はファックス(様式は任意)で質問すること。

ア 提出期間

令和2年7月15日(水)から7月21日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)、
毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)

イ 提出場所

前記4(1)に同じ

(2) 回答書は令和2年7月28日(火)までに、文書、電子メールまたはファックスにて送付する。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札、開札の日時及び場所

令和2年7月31日(金)午後2時 兵庫県庁3号館10階教育委員会室

(2) 前記4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書を当日持参すること。

8 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者もしくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退届」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、令和 2 年 7 月 30 日（木）午後 5 時までに前記 4 (1) の場所に必着すること。

9 入札書の作成方法

- (1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。
- (2) 入札書は、当課指定の別紙様式（様式第 2 号）によること。
- (3) 入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。
 - ア 件名は、前記 1 (1) に示した業務の名称とする。
 - イ 年月日は、入札書の提出日とする。
 - ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のものとする。
 - エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。
 - オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え又は撤回することはできない。
- (7) 本件の入札公告に示す入札手続等を十分承知のうえ入札すること。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を令和 2 年 7 月 30 日（木）の午後 2 時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となる。
- (2) 契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

11 無効となる入札

- (1) 前記 2 に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制

限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

12 落札者の決定方法

(1) 財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

13 入札に関する条件

(1) 入札書は所定の日時及び場所に到達していること。

(2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日（令和2年8月7日（金））までであること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

(4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

(5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(6) 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

(9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となった者以外の者

14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

15 契約書の作成

(1) 契約書は2通作成し、双方1通ずつ保有する。

(2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約締結日までの契約担当者が指定する日までに提出しなければならない。

(3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。

(4) 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(5) 落札決定後、契約締結までの間に落札をした者が入札参加の資格制限又は指名停止を受

けた場合は、契約を締結しない。

16 その他の注意事項

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、
 - ア 暴力団または暴力団員でないこと。
 - イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと。
 - ウ 前記ア、イに該当することとなった場合は、契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。
- (4) 契約者には、本件の契約に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するための誓約書の提出を求めることとする。また、契約書には、本件の契約に基づく業務に関わる労働者の最低賃金額以上の賃金支払いを遵守しない場合は契約を解除することができる旨を規定した「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を付加することとする。

17 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書・宣誓書
- (3) 仕様書
- (4) 入札書
- (5) 委任状
- (6) 入札書（再入札用）
- (7) 見積書（入札不調時協議用）
- (8) 入札辞退届
- (9) 契約書（案）

18 調達事務担当課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県教育委員会事務局高校教育課 担当 脇本

電話：078-362-9444（直通） ファックス：078-362-4288

e-mail：Masayuki_Wakimoto@pref.hyogo.lg.jp